

令和4年12月27日

1. 補助対象関係

問1 この支援金の対象になる中小企業者は？

答 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる法人又は個人となります。下の表をご確認ください。

主な業種	資本金(出資金額) 又は 従業員数
製造・建設・運輸業、 <u>その他</u>	3億円以下 又は 300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下
小売業	5千万円以下 又は 50人以下

※農林漁業は、その他に該当します。

問2 法人で本店所在地が町外にあっても、対象になりますか？

答 法人町民税を岩泉町に収めている場合は対象になります。ただし、町内にある事業所や営業所でかかった経費のみが対象となります。

問3 個人事業主が収入（売上）を確認する方法は？

答 『手引き』の3頁と4頁をご確認ください。『手引き』では所得税の確定申告書を参考にしておりますが、町県民税でも同じ項目の事業の営業等・農業と不動産の収入（売上）で判断します。

問4 年金をもらいながらの事業者は、対象になりますか？

答 『手引き』の4頁をご確認ください。事業の営業等・農業と不動産の収入（売上）（赤枠で囲んだA）の合計が、その他の収入（青枠で囲んだB）よりも多ければ対象となります。

問5 申請時点で事業を辞めている場合は、対象になりますか？

答 申請日時点で廃業している場合は、対象となりません。

問6 複数店舗を経営している場合、店舗ごとに対象になりますか？

答 対象となりません。事業者単位の事業となります。

問7 令和4年1月2日以降に創業した場合、対象になりますか？

答 対象となりません。令和4年1月1日時点において操業していれば対象となります。『手引き』の5頁の「4 創業者特例について」をご確認ください。

問8 申請書に記入する申請額が1万円未満となったが対象になりますか？

答 申請額が1万円を超えない場合支援金の対象外となります。

2 申請関係

問9 申請書はどこで入手できますか？

答 岩泉町のホームページからダウンロードしてご利用ください。

紙の申請書は、役場経済観光交流課及び各支所並びに岩泉商工会で配布しています。

問10 支援金はいつ受け取れますか？

答 書類に不備等がなければ、申請受理からおおよそ4週間で指定の口座に振り込みます。

問11 申請方法は？

答 申請は次の3つの方法で受け付けます。岩泉商工会では受け付けません。できるだけ①の申請受付会で申請をお願いします。

① 申請受付会（各支所と役場分庁舎第3会議室）※全て令和5年

小川生活改善センター 1月12日（木）15時～19時

大川基幹集落センター 1月10日（火）15時～19時

小本津波防災センター 1月11日（水）15時～19時

安家支所 1月10日（火）15時～19時

有芸生活改善センター 1月10日（火）15時～19時

役場分庁舎第3会議室 1月13日（金）10時～12時、15時～19時

1月15日（日）10時～16時

② 郵便申請（切手を貼って申請してください）

〒027-0595

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5

岩泉町役場 経済観光交流課 経済商工室 宛

③ 直接申請

経済観光交流課経済商工室 又は 各支所

問12 令和3年の確定申告書の控えを紛失したがどうすればよいですか？

答 岩泉町税務出納課又はe-Taxで申告した場合は、申告書の控えがなくても支援金を申請できます。窓口の混雑を回避するため、税務出納課にこの申請のための申告書の写しを取りにいかないでください。

その他の方法で申告した場合は、税務署に「保有個人情報開示請求書」を提出し、申告書の写しを入手してください。開示・不開示の決定は原則として30日以内に行われ、通知されますので、紛失した場合は、なるべく早く税務署に請求するようお願いします。